

春です!!活動するにはよい季節になりましたね!!景気も大分回復したようです。
今回は、主に社会保険に関する変更点のお知らせです。

労務協会からのおしらせ

★社会保険標準報酬月額「定時決定」の計算が変わります。

社会保険に入っている方の保険料などの基礎になる標準報酬月額は、毎年4・5・6月に受けた給料の平均に合わせて決めなおされます。これを「定時決定」といいます。「定時決定」のために、4・5・6月の給料の届出を7月にするのが「算定基礎届」です。

昨年までは、4・5・6月の給料のうち、支払基礎日数が20日未満の月は、平均の計算対象から除いていましたが、今年から17日未満の月を除くように変わります。

これにより、主に日給・時給者で出勤日数の少ない方の標準報酬月額が、昨年よりも下がる結果となります。

★インターネットから、年金加入記録照会や年金見込額試算ができるようになりました。

いままで、社会保険事務所の年金相談コーナーに出向かないと確認できなかった、年金の加入記録照会や年金受給額見込額試算（50歳以上の方）が、インターネットで申し込みができるようになりました。

<年金の加入記録照会>

今までの年金の加入記録（これまでの公的年金制度の加入の履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等）、国民年金保険料の納付状況、厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額など）がホームページで閲覧可能となりました。事前に、ユーザーID・パスワードを社会保険庁に発行してもらうことが必要です。

ホームページアドレス⇒<https://www3.idpass-net.sia.go.jp/neko/action/z0401>

<年金受給見込額試算（50歳以上の方）>

ホームページから申し込みをすると、電子メールで結果を受け取ることが出来ます。

ホームページアドレス⇒<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/denshi.htm>

★「高額療養費」還付の申請漏れ防止に通知サービス開始

社会保険庁は、政管健保加入者による「高額療養費」の請求漏れを防止するため、対象者に対して請求可能であることを通知するサービスを4月から開始しました。

「高額療養費」とは、1月当たりの病院で支払う自己負担額が、一定限度額以上の高額になった場合、超えた分を請求できる制度です。

今まで、申請すれば還付を受けられたケースは2003年度に約179万件あったが、実際に請求が行われたのはそのうち約110万件で、残りの約69万件は請求がなされていなかったということです。

<編集後記>この4月から高齢法という法律が改正となり、段階的に60歳から64歳までの高齢者を継続雇用する制度制定が「義務化」されました。全国的に2007年をピークに「団塊の世代」と呼ばれる世代の大量定年を迎え、これを境に日本の人口は減ります。企業にとっては、①60～64歳の継続雇用者について、年金+高年齢雇用継続給付金の公的制度を利用して人件費を抑えたい ②年齢構成比の高いこの層から若年者への技術等の伝承・新陳代謝の促進 ③若年労働者の確保の困難化 ④人口減=市場減による生き残り といった課題にこれから対応しなければなりません。ご相談ください。
(一ノ宮 俊人)